

メタリ。

二 動機

茲ラ以テ會社ハ二月二十一日作業分量、最低限度ヲ定メテ之ヲ發表スルト同時ニ重役、町内、有志等各工場ヲ巡視シテ急業、不心得ヲ諭シ或ハ工員規定、精神ヲ述ヘテ職工ヲ勵マヌ所アリタルカ作業能率、減退ハ其、後エ依然トニテ改マル所ナカリニカ故ニ、同月二十五日會社ハ一日ノ作業カソノ最低

限止トシテ發表セラレタル標準高ニモ達セサル時ハ一步引クナスコトトシタリ。而シテコノ歩引ラナスコトタルニヨリ一部ノ職工ニ益々悪感抱クシメ就中組合幹部（野田醤油株式會社職工、怡ト全部ハ日本労働總同盟野田聯合會ニ屬ス）等ハ仄動的ニ般職工ノ急業ヲ懲懲スルニ至リシヨリ各工場トモ一部ハ新時間制度ニ慣レサルタメ）
其法率ハ
カニ三割内外ノ低下ヲ見タリ。殊ニ第十五工場、